

○ 高槻市企業主導型保育事業との連携協定取扱指針

(目的)

第1条 この指針は、公益財団法人児童育成協会が助成する企業主導型保育事業の実施者のうち、一定の良好な保育環境の下、適切な職員配置がなされており、本市の保育所待機児童解消や保育の質の確保に寄与すると認められるものとの連携協定締結の際の取り扱い基準を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 連携協定締結先企業主導型保育事業実施者（以下、「連携先事業者」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当する法人であること。

- (1) 現に認可保育所、認定こども園又は幼稚園を運営しているもの
- (2) 病児保育（病児対応型）を実施する医療法人又は社会医療法人
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

2 前項の法人は、次の（1）及び（2）又は（3）の要件を充たすこと。

- (1) 事業実施者に雇用されている者の監護する児童及び事業の実施者と連携した企業に雇用されている者の監護する児童以外の児童（以下、「地域枠」という。）で保育所待機児童の受入が可能であること
- (2) 前記（1）を実施するにあたり、保育士、保育教諭、保健師、看護師、准看護師の受入を優先することが可能であること
- (3) 地域枠で病児保育（病児対応型）対象児童の受入が可能であること。ただし、医療法人又は社会医療法人以外のものが実施する場合は、医療機関と連携体制の確保ができていないこと。

(職員)

第3条 連携先事業者の保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数（利用定員19名以下の施設については、合計数に1を加えた数）以上であること。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人

2 前項に規定する保育士の数の算定にあたっては、当該連携先事業者勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(設備基準)

第4条 連携先事業者の設備基準は、利用定員が20人以上の施設の場合、高槻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「最低基準」という。）第44条に定める基準を、利用定員が19人以下の施設の場合、最低基準第49条により準用する第29条に定める基準を充たしていること。

(委任)

第5条 この指針の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。